

(平成22年6月2日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認富山地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 2 件

厚生年金関係 2 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 4 件

厚生年金関係 4 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①及び②の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（B区）における資格取得日に係る記録を昭和36年6月1日、資格喪失日に係る記録を38年6月1日に訂正するとともに、C社（D区）における資格取得日に係る記録を同年6月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額については、36年6月から37年9月までは8,000円、同年10月から38年5月までは1万円、同年6月から39年3月までは1万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間①の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、事業主が申立人に係る申立期間②の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年6月1日から38年6月1日まで
② 昭和38年6月1日から39年4月21日まで

高校卒業後の昭和36年5月ごろ、父の知人の紹介で、E区にあるA社（後にC社、以下同じ。）に就職した。37年秋ごろには、鉄筋加工中に左手人差し指を8針ほど縫うけがをしたが、労働者災害補償制度は利用せず健康保険被保険者証を持って病院へ行ったと思う。その後、39年6月ごろまでは、建設工事現場で同社の現場員として働いていた。

申立期間について、当時の同僚が厚生年金保険に加入していること、及び支給された給与から厚生年金保険料が控除されていることを記憶しているので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出されたF組合が昭和39年3月*日に発行した指導員証書によると、所属会社欄にA社と記載されていることが確認できる。

また、昭和 34 年 4 月から 42 年 4 月まで A 社で勤務していた申立人の元同僚（1 人）は、「申立人は、自分と同様に鉄筋部門で現場管理をしており、正社員として勤務していた。また、ほぼ同時期に、働きながら専修学校の夜間部に通学していた。」と証言している。

さらに、A 社で給与事務を担当していた元同僚（1 人）は、自身の所持している写真から、申立人が 36 年春ごろに入社し、39 年の夏ごろまで同じ工事現場で仕事をしていたと証言している上、同社において正社員全員の給与から厚生年金保険料を控除していたと証言している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間①及び②において A 社に継続して勤務し、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、申立期間①及び②の標準報酬月額については、申立期間及びその前後の期間における申立人の元同僚に係る厚生年金保険被保険者記録から、昭和 36 年 6 月から 37 年 9 月までは 8,000 円、同年 10 月から 38 年 5 月までは 1 万円、同年 6 月から 39 年 3 月までは 1 万 2,000 円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A 社が既に解散している上、当時の事業主からも聴取できず、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いが、申立期間①については、厚生年金保険被保険者資格の取得及び喪失のいずれの機会においても社会保険事務所（当時）が申立人に係る記録の処理を誤ることは考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 36 年 6 月から 38 年 5 月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間②については、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

なお、政府の申立期間②に係る厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C支店における資格取得日に係る記録を昭和55年5月26日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を13万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和26年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和55年5月26日から同年6月1日まで

昭和55年5月26日にA社D営業所から同社C支店（E営業所）に異動したが、当該事業所での資格取得日が同年6月1日となっているため、厚生年金保険の被保険者期間に空白が生じている。

A社の営業所間の異動であり、勤務は継続していたので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びA社の人事担当者の証言等から判断すると、申立人は同社に継続して勤務し（同社D営業所から同社C支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、申立人の昭和55年5月26日にD営業所からC支店（E営業所）に異動したとする主張、及び申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票（マイクロフィルム）において、A社D営業所での資格喪失日（昭和55年5月26日）の記録に係る進達日が55年5月28日と記載されていることから判断すると、同社D営業所において同年6月1日に喪失したものは考え難いことから、同年5月26日に同社C支店（E営業所）に異動したものとすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和 55 年 6 月の社会保険事務所（当時）の記録から、13 万 4,000 円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 63 年 7 月から同年 11 月まで
② 平成元年 6 月及び同年 7 月
③ 平成 2 年 4 月及び同年 5 月
④ 平成 3 年 3 月から同年 5 月まで
⑤ 平成 3 年 12 月

昭和 63 年 7 月に A 社の合理化により退職し、同社の子会社である B 社に再就職した。当時は海運不況により乗船する機会が無かったため、同社から派遣されて約 6 か月間 C 社の D 船舶に乗船したこともあったが、平成 4 年 4 月に定年退職するまで、同社で貨物船などの機関長として継続して働いていた。

B 社で働いていた申立期間において、乗船及び下船にかかわらず標準報酬月額を減額されることは無かったと覚えているのに、申立期間の標準報酬月額がその前の額よりも下がっている。

給料明細書などの所得を証明するものは無いが、申立期間について標準報酬月額が下がっていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、B 社の元同僚(11 人)の標準報酬月額を調査したところ、いずれも申立人と同様に、同社における被保険者資格を取得した際の標準報酬月額は、従前の事業所における資格喪失時の標準報酬月額より減額されていることが確認できるほか、このうちの元同僚(3 人)は、「B 社に再就職した際に給与は下がった。」と証言している。

また、B 社に係る船員保険被保険者台帳(マイクロフィルム)によると、申

立人の被保険者資格取得時の標準報酬月額、オンライン記録と一致していることが確認できる。

申立期間②、③、④及び⑤について、B社の総務担当者は、「社会保険事務所（当時）と相談の上、乗船及び下船時に合わせて、その都度標準報酬月額の変更の届出をした。」と証言している。

また、B社で乗船及び下船の時期が確認できた元同僚（1人）の標準報酬月額は、乗船及び下船に合わせて増減していることが確認できることから、申立期間当時、同社は、従業員が乗船及び下船する都度、標準報酬月額改定の届出を行っていたものと考えられる。

このほか、オンライン記録において、すべての申立期間に係る申立人の標準報酬月額がさかのぼって訂正された形跡も確認できない上、申立人が主張する標準報酬月額に基づく船員保険料を事業主により控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、すべての申立期間について、申立人が船員保険被保険者としてその主張する標準報酬月額に基づく船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間において、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 39 年 7 月から 40 年 2 月 1 日まで
② 昭和 40 年 5 月から同年 11 月まで

昭和 34 年 2 月から 40 年 11 月まで、A 事業所で季節労働者として、約 6 か月間の短期雇用を繰り返して勤務していた。

ところが、オンライン記録では、昭和 38 年までは A 事業所での厚生年金保険被保険者記録があるのに、39 年以降の申立期間①及び②については記録が無い。

申立期間①及び②についても、A 事業所に勤務していたので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間当時の同僚の証言により、申立人が申立期間において A 事業所に勤務していたことはいくつかあるが、オンライン記録によると、同事業所は、申立期間前の昭和 38 年 11 月 23 日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、申立期間において同事業所が適用事業所であった記録は確認できない。

また、申立人が申立期間において一緒に勤務していたとする同僚についても、申立期間における厚生年金保険被保険者記録は確認できない。

さらに、担当窓口の B 企業年金基金では、申立人については人事記録等の資料が無いと回答しており、申立期間当時の社会保険事務担当者も死亡している上、申立人が一緒に勤務していたとする同僚に照会しても、当時の厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料や証言等を得ることができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認

できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 39 年 8 月から 41 年 11 月まで
② 昭和 46 年 4 月から 53 年 3 月まで

申立期間①については、A社の先輩に誘われて、B事業所で、申立期間②については、C事業所の同僚に誘われて、一緒にD事業所に入り、E公園内の食堂で、それぞれ調理担当の正社員として働いていたので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人が記憶している元同僚等（2人）の証言により、B事業所で、勤務期間は特定できないものの、申立人が勤務していたことがうかがえる。

しかし、申立人が、申立期間①に勤務していたとするB事業所は、所在地を管轄する法務局においても商業登記の記録を確認できない上、オンライン記録でも、厚生年金保険の適用事業所であったことが確認できない。

また、申立期間①において、申立人が記憶している元同僚（3人）にも、B事業所における厚生年金保険の被保険者記録は無い。

申立期間②について、F協会からの回答によりE公園内に食堂があったことが確認でき、勤務期間は特定できないものの、申立人が当該食堂に勤務していたことがうかがえる。

しかし、申立人が、申立期間②に勤務していたとするD事業所は、所在地を管轄する法務局においても商業登記の記録を確認できない上、オンライン記録でも、厚生年金保険の適用事業所であったことが確認できない。

また、申立期間②において、申立人が記憶している元同僚等（2人）にも、D事業所における厚生年金保険の被保険者記録は無い。

さらに、申立人は、申立期間①及び②について、給与から厚生年金保険料が控除されていたことを明確に記憶しておらず、ほかに申立人の当該期間における厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 29 年 4 月から同年 12 月まで
② 昭和 30 年 1 月から 36 年 12 月まで

申立期間①については、父（A氏）が所有するB船舶に、申立期間②については、兄（C氏）が所有するD船舶に乗船していたのに、船員保険の被保険者記録が無い。

申立期間①及び②ともに船員として乗船していたので、船員保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人の兄は、「申立人と一緒にB船舶に乗船していた。」と証言していることから、申立人が当該船舶に乗船していたことはうかがえる。

しかし、申立人の兄は、「申立人の船員保険の加入状況や船員保険料の控除の状況については何も分からない。」としており、申立人も船員保険料の控除について覚えていないため、当該期間における船員保険料の控除について確認することができない。

また、B船舶の所有者及び申立人の兄以外の同僚は、いずれも死亡しており、申立人の勤務実態及び船員保険料の控除について確認できない。

さらに、船舶所有者Aに係る船員保険被保険者名簿では、当該期間において申立人の名前は無く、整理番号に欠番も無い。

申立期間②については、D船舶の所有者（申立人の兄）は、「申立人は、自分が所有するD船舶に乗船していた。」と証言していること、及び同僚の証言から、申立人が当該船舶に乗船していたことはうかがえる。

しかし、申立人の兄は、「申立人の船員保険の加入状況や船員保険料の控

除の状況については何も覚えていない。」としており、申立人も船員保険料の控除について覚えていないため、当該期間における船員保険料の控除について確認することができない。

また、申立人が名前を覚えている同僚も多くが死亡しているところ、このうち、連絡先が判明した同僚（1人）からは、申立人がD船舶に乗船していた旨の証言は得られたものの、当時の厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料や証言を得ることができない。

さらに、申立人は、国民年金制度が発足した昭和36年4月から国民年金に加入し、国民年金保険料を納付していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間①及び②における勤務実態及び船員保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。